



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 触 媒
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 全 徳
(コード番号 4114 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 和 田 輝 久
(TEL 06-6223-9111)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 19 年 6 月 20 日開催の第 95 期定時株主総会において、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的として、特定株主グループ(注 1)による当社の議決権割合(注 2)が 20%以上となる当社株券等(注 3)の大規模買付行為(以下、単に「大規模買付行為」といいます)に関する対応策(買収防衛策)の導入を株主の皆様にご承認いただき、その後、平成 22 年 6 月 22 日開催の第 98 期定時株主総会及び平成 25 年 6 月 20 日開催の第 101 期定時株主総会において、これを一部改定したうえ、その継続について株主の皆様にご承認いただき、今日に至っております(以下、継続後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策を「本ルール」といいます)。

本ルールの有効期限は、平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 104 期定時株主総会(以下、「本定時総会」といいます)終結の時までとしておりますことを受け、当社は、本ルール導入後の当社を取り巻く事業環境や世間情勢等を踏まえて本ルール継続の是非について検討を重ねました結果、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会におきまして、当社定款第 35 条第 1 項に基づき、本ルールを同一の内容で本定時総会から 3 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会まで継続することに関する議案を本定時総会に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本ルールは「平時導入の事前警告型」で、「有事の際には株主総会判断型防衛策」と言えます。本ルールにおきましては、大規模買付行為又はその提案がなされた場合、その大規模買付行為を受け入れるか、又は当社による対抗措置の発動を行うのかを当社株主の皆様にお伺いし、株主の皆様にご決めていただくこととなります。かかる株主の皆様のご判断が(臨時)株主総会という具体的な会社の最高意思決定機関で行われるというのが、最大の特徴であります。また本ルールは取締役会の恣意的な判断で株主総会開催を阻止したり、その手続きの進行を遅延させたりできない仕組みとなっております。

なお、本定時総会において、株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、本ルールは継続されません。

【1. 本ルールの継続の目的】

(1) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する取組み

当社は、「TechnoAmenity～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」という企業理念のもと、「人間性の尊重を基本とします」、「社会との共生、環境との調和を目指します」、「未来を拓く技術に挑戦します」、「世界を舞台に活動します」という経営理念を掲げております。

当社は創業以来、独自の酸化技術をベースに、我が国初の純国産技術による酸化エチレンの工業化や、プロピレンの直接酸化によるアクリル酸の製法を世界で初めて確立するなど、自社技術による製品開発を推進してまいりました。これら基礎化学品を原料に、様々な誘導品を生み出すとともに、独自の触媒技術を生かした環境関連製品等も提供しております。

なかでも高吸水性樹脂、アクリル酸では、生産拠点を日本、欧米、アジアに持ち、世界規模での供給を行っており、特に高吸水性樹脂は、製品開発力、革新的な製造プロセス、原料アクリル酸からの一貫生産、技術を有効に守る知財戦略などの強みを活かした事業活動を展開しております。

当社グループは、企業理念・経営理念及び社是「安全が生産に優先する」のもと、「皆が誇れる会社※」を目指し、2014 年 4 月から、長期経営計画「新生日本触媒 2020」と、その当初 3 年間(2014 年度

から 2016 年度) の実行計画である中期経営計画に取り組んでおり、現在、2014 年度からの 3 ヶ年の最終年度です。

※「皆が誇れる会社」: 1. 安全で安心して働ける会社、2. 汗を流した人が報われる会社、3. 胸を張って働いているといえる会社

経営指標と数値目標

	売上高	経常利益	ROA※1	新規製品売上高※2
2020 年度長期目標	5,000 億円	500 億円	9.5%	470 億円

※1 ROA: 当社では総資産経常利益率のことを指します。 当社は装置産業であること等から、従前から収益性と資産効率を重視し、売上高経常利益率と総資産回転率からなる ROA を KPI (Key Performance Indicator) とし、その向上に取り組んでおります。

※2 新規製品売上高: 高吸水性樹脂を除く、上市から 5 年以内の製品の売上高合計

中期経営計画 (2014 年度から 2016 年度) の進捗状況

2014 年度は姫路製造所の稼働を正常化させたことを始め、同製造所でのアクリル酸増設、海外子会社 PT. ニッポンシヨクバイ・インドネシアでのアクリル酸製造設備増設及び高吸水性樹脂新設による販売量の増加などにより、売上高 3,749 億円、利益面では加工費や販管費が増加したものの、販売数量の増加及びスプレッド拡大により経常利益 299 億円、ROA 7.3%となりました。

2015 年度は原料価格安によりスプレッドが拡大し、売上高 3,231 億円、経常利益 343 億円、ROA 8.3%となり、経常利益は過去最高益を達成いたしました。

2016 年度は原料価格動向が不透明な中、販売価格が下落することが予想され、これまでのスプレッドが逆方向に向かう、即ち縮小・悪化が見込まれることから、売上高 3,000 億円、経常利益 250 億円、ROA 6.0%との予想です。

アクリル事業につきましては、ベルギーにおいて、高吸水性樹脂製造設備の増設及びアクリル酸製造設備の新設を決定し、2015 年 11 月に起工式を行いました。欧州におきましては、中欧・東欧圏を中心に堅調な需要の伸びが見込まれている中で、高吸水性樹脂を増設するだけでなく、その主原料であるアクリル酸を含めた投資を行うことにより、グローバルな安定供給体制がより強化されます。これにより、当社グループの高吸水性樹脂年間生産能力は世界合計で 71 万トン/年となり、トップサプライヤーとしての地位をより強固にしております。

新規事業につきましては、健康・医療分野において、2015 年 10 月に株式会社糖鎖工学研究所と「糖鎖修飾ソマトスタチンアナログ」の共同開発を実施することで合意し、ペプチド原薬合成研究施設への設備投資及び同社が実施する第三者割当増資を当社が引き受けることを決定いたしました。これにより、市場の拡大が見込まれるペプチド医薬事業に参入し、新たな価値を提供し、社会に貢献することを目指してまいります。

コーポレート・ガバナンス体制強化への取組み

現在、当社取締役 8 名のうち 2 名は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たす社外取締役 (以下、「独立社外取締役」といいます) を選任しておりますが、本定時総会で独立社外取締役 3 名を選任する議案を上程する予定です。当該議案が承認可決されることにより、当社取締役 9 名のうち 3 名が独立社外取締役となります。

また、本定時総会終了後、取締役・監査役候補者の指名に対する助言及び報酬や賞与に対する助言を受けるために、独立社外取締役を含む任意の指名・報酬委員会を設置し、候補者指名に至るプロセスの透明性や客観性及び報酬体系や水準の妥当性をさらに向上させてまいります。

株主還元の拡充

当社は、事業拡大や企業体質の強化等を総合的に勘案しつつ、連結業績の動向を見通し、中長期的水準向上を目指した配当を行うことを基本方針として、配当性向等を考慮し、配当を実施することとしております。その上で、連結配当性向 25~30%程度 (複数年平均) を重要な指標の一つといたします。また、市場環境・資本の状況も勘案して、自己株取得も選択肢といたします。

2015 年度は、過去最高益だったことなどにより、前年度と比べて 1 株当たり 30 円増配の年間配当 150 円/株で、内、10 円/株は当社創立 75 周年記念配当とする予定です。2016 年度は、業績予想は減収減益ですが、2015 年度記念配当 10 円/株を普通配当に組み込み、年間配当 150 円/株を予想しております。

	中間配当	期末配当	年間配当	配当性向
2013年度	40円	40円	80円	30.9%
2014年度	55円	65円	120円	25.5%
2015年度(予定)	65円	85円	150円	23.4%
2016年度(予想)	75円	75円	150円	32.0%

(注) 各年度の配当額は、すべて2015年10月1日付の株式会社併合(5株を1株に併合)実施後の株式数をもとに表示しております。

このような状況のもと、当社は、現経営陣のもとで中長期経営計画の達成及びコーポレート・ガバナンス体制の強化等に向けた取組みを継続することが、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると判断しております。

(2) 本ルール継続の必要性

昨今、資本市場のグローバル化や株式持合構造の解消等が進展するなか、買収対象となる会社の取締役会の賛同を得ずに大規模買付行為が行われるといった事例も見受けられます。

当社は、大規模買付行為に関しては、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められるべきと考えております。勿論、企業並びに株主にとって有益な買収提案が、経営者の保身によって妨げられてはならないことは当然のことです。

一方、上記のような企業活動を進めております当社に対し、大規模買付行為又はその提案を行う特定株主グループ(以下、「大規模買付者」といいます)により、大規模買付行為又はその提案がなされた場合、株主の皆様が短時間で大規模買付者の提案内容と当社の内在的価値を適時に的確に評価し、ご判断いただくのはなかなか困難なものがあるのではないかと考えられます。また、大規模買付者による当社株券等の買付行為、とりわけ短期間で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容に満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で公開買付けに応じて当社株券等を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上、強要される事態も想定されます。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為に際し、当社株主の皆様から適切にご判断をいただくには、当社取締役会を通じ、当社株主の皆様が十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様のご判断のために、大規模買付行為に関する情報が公開買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、当社株主の皆様へ当社代替案を提示します。それを基に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様のご判断に委ねることが適切であると考えております。

また、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、当社の経営に影響を持ち得る大規模買付行為における対価の妥当性等の諸条件を判断するうえで役立つものと考えます。特に、大規模買付行為が行われようとする場合には、これまで当社株式を保有してこられた多くの株主の皆様にとっては、このような大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者が考える当社グループの経営方針や事業計画の内容、そして、お客様、従業員等の当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等も、大規模買付行為を受け入れるかどうかを決定するにあたっての重要な判断材料であると考えます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合のほか、市場での買付行為も含めて、大規模買付行為が行われる場合には、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、及び②当社取締役会としても株主の皆様がその判断を下されるに当たって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値、ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。そして、当社取締役会といたしましては前述のとおり、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

当社はこのような考え方に基づき、次のとおり、本ルールの継続を株主の皆様にご提案いたします。

【2. 本ルールの内容】

(1) 本ルールの概要

本ルールは、大規模買付行為を行おうとする者に、事前に、遵守すべき手続きを提示し、大規模買付行為又はその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容の検証・評価・検討後、買付情報及び当社代替案を株主の皆様の開示した上で、どちらの提案が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に結びつくかを株主総会で、直接意思表示していただくことにより、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。それゆえ当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める本ルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。そして、本ルールの概要は、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社株主総会による当社株主の皆様のご判断に委ねる、というものです。

(2) 本ルールの継続に係る手続等

本ルールの継続は、平成 28 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、独立社外取締役を含む全取締役の賛成により決定されたものであります。また、当該取締役会には、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たす社外監査役（以下、「独立社外監査役」といいます）を含む全監査役が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として賛同する旨の意見を述べております。

本ルールの継続に関し、平成 28 年 6 月 21 日開催予定の本定時総会において株主の皆様からご承認いただくこととしております。従いまして、本ルールの継続については、株主の皆様ご意思が反映される機会が保証されております。

(3) 本ルールの発動に係る手続

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

「大規模買付行為」とは、特定株主グループによる当社の議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付け等(注 4)若しくは公開買付け(注 5)（但し、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます）又はそれらの可能性のある行為を意味するものといたします。

「大規模買付者」とは、大規模買付行為若しくはその提案を行おうとし、又は現に行っている特定株主グループを意味するものといたします。

(b) 大規模買付行為に関する情報提供の要求

大規模買付者には、次の手順で、当社取締役会に対して、当社株主の皆様ご判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本ルールに従う旨の当社所定の書式の「意向表明書」をご提出いただくことといたします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、本ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。なお、大規模買付者が公開買付けを実施する場合は、公開買付け期間は、当該公開買付けの実施時点において有効な法令上の最長期間(60 営業日)に設定した上、「意向表明書」には、公開買付けの開始日・期間も記載していただきます。また、大規模買付者が、公開買付けによる買付行為以外の方法により大規模買付行為を行おうとする場合には、意向表明書提出後、株主総会終結の時まで、一切の買付行為は停止していただきます。

当社は、この意向表明書の受領後 5 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として 5 営業日以内に大規模買付情報を当社取締役会に提供していただきます。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。かかる追加的情報提供の期間は、株主総会開催の期限を「公開買付け期間満了前又は意向表明書の受領後 70 営業日以内」と定めていることから、これらの期間を超えることはありません。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様ご判断のために必要でありますので、適時、適切に開示いたします。

上記のとおり、大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあ

り得ますが、一般的な大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者のほか、ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性及び大規模買付行為の実行の蓋然性を含みます）
- ③ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）並びにそれらの算定根拠）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（大規模買付者に対する資金供与者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、資本構成、調達方法及び関連する取引の内容を含みます）
- ⑤ 大規模買付行為後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑦ 大規模買付行為後の当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の処遇方針

当社取締役会としては大規模買付情報の取得に努め、当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は大規模買付者から株主総会開催日の概ね 30 日前までに受領した大規模買付情報については、ご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくことといたします（但し、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、又はその大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には当社ホームページ（<http://www.shokubai.co.jp/>）にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります）。また、株主総会開催日の概ね 30 日前を経過後に提供された大規模買付情報については随時、当社ホームページにて開示することといたします。当社取締役会としては株主総会の開催日まで、意見表明、代替案等のご提示を株主の皆様に対して行うため、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努めます。この場合、株主総会の終結により、前記の本ルールによる買付行為停止期間は終了することとなります。

【3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針】

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合に、当社取締役会は、当該大規模買付行為によって、当社株主の皆様が当社株式売却を事実上、強要され、不本意な形で大規模買付行為に応じ、保有する当社株式を売却せざるを得ない事態を可及的に防止するために、公開買付期間満了前又は意向表明書の受領後 70 営業日以内に株主総会を開催いたします。但し、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、その他大規模買付行為が存在しなくなった場合、当社取締役会は株主総会を開催せず、又は株主総会の開催を中止することがあります。

当社取締役会は、当該株主総会において、非適格者(注 6)のみ行使することができないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日当社普通株式 1 株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当に関する議案を上程いたします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様において、ご判断いただいた結果、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当に関する議案が承認された場合は非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会又は当社株主総会において別途定める一定の日当社普通株式 1 株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当てられることとなります（割当てられる新株予約権の詳細につきましては別紙 1 をご参照下さい）。

但し、本ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう可能性があるとして当社取締役会が判断した場合には、当社株主の皆様利益を守るため、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断につ

いて、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役及び独立社外監査役（それらの補欠者を含みます）の中の3名以上から構成される外部委員会（注7）に諮問いたします（当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合につきましては別紙2をご参照下さい）。外部委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの判断を下すとともに、当社取締役会に対して、対抗措置の発動又は不発動の勧告を行います。当社取締役会は、かかる勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かを決定するものいたします。当社取締役会から外部委員会への諮問は、当社取締役会が大規模買付情報を受領後10営業日以内に行われるものいたします。但し、十分な大規模買付情報の提供がない場合は、この期間が延長されることがあります。なお、かかる延長期間は、外部委員会の勧告を最大限尊重したうえで当社取締役会が対抗措置の不発動の決定を行った場合、本ルールに則って株主総会が開催されることから、株主総会開催期限（公開買付期間満了前又は意向表明書の受領後70営業日以内）を超えることはありません。また、外部委員会は、当社取締役会からの諮問を受けた後、10営業日以内に当社取締役会に対して対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものとし、当社取締役会にかかる勧告の受領後5営業日以内に対抗措置を発動するか否かを決定するものいたします。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が、大規模買付行為に対する対抗措置として、非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日に当社普通株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当ててすることになります（割当てられる新株予約権の詳細につきましては別紙1をご参照下さい）。

なお、当社取締役会が不発動の決定を行った場合には、本ルールに則って株主総会が開催され、株主の皆様に対抗措置の発動又は不発動につきご判断いただくこととなります。

当社取締役会は、外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由、本ルールに定める各期間が延長される場合等について、適時に株主の皆様へ開示を行います。

大規模買付者が本ルールを遵守し、大規模買付行為に関する当社取締役会の同意を得た場合には、前述の株主総会が開催されず、当該大規模買付行為に対する対抗措置も発動されません。この場合、株主の皆様には大規模買付情報及び当社取締役会の意見等をご参考に、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

（2）大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

本ルールに従わずに大規模買付行為が行われる場合には、株主の皆様へ、大規模買付行為の妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難になるため、当該大規模買付行為は株主の皆様の共同利益を害する当社に対する敵対的買収行為と看做します。そして、この場合、当社取締役会は、当社及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付行為に対する対抗措置として、非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日に当社普通株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当てます（割当てられる新株予約権の詳細につきましては別紙1をご参照下さい）。

【4. 株主・投資家に与える影響等】

（1）本ルールが株主・投資家に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、当社株主の皆様が十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を為すうえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。また、本ルールの継続時点においては、新株予約権の発行自体は行われませんので株主及び投資家の皆様の1株あたりの株式の価値に希釈化が生じることはありません。

なお、上記 3. において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、大規模買付者が本ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付者が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められ（具体的な内容については別紙 2 をご参照下さい）、当社取締役会が、当社及び当社株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置をとる場合、及び大規模買付者が本ルールを遵守したものの株主総会において新株予約権の無償割当に関する議案が株主の皆様により承認された場合、新株予約権の無償割当が行われることとなります。しかし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（非適格者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置発動時（新株予約権の無償割当及び新株予約権行使時）に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられる新株予約権の無償割当を行った場合の当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

①新株予約権の割当

新株予約権の無償割当が決議された場合には、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則としてその有する当社株式 1 株につき 1 個の新株予約権が無償にて割当てられます。なお、この新株予約権は、株主の皆様に対する新株予約権無償割当の方法（会社法第 277 条）により発行されますので、新株予約権の申込みの手続は必要ではありません。

なお、一旦、新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、新株予約権の行使期間開始の前日までに新株予約権無償割当を中止し、又は新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当を受けるべき株主様が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

②新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が大規模買付行為者でないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、新株予約権 1 個あたり 1 円を下限とし新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として 1 個の新株予約権につき 1 株の当社普通株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1 個の新株予約権につき 1 株の当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付者に該当しないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨等の文言を記した書面をご提出いただきます）。この場合、株主の皆様においては、当社が新株予約権を取得することにより、当該取得の日に当然に新株予約権の行使はできなくなりますが、新株予約権取得の対価として当社普通株式が交付されるため、株主の皆様には、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご

確認下さい。

【5. 本ルールの有効期限、継続及び廃止】

本ルールの有効期限は平成 31 年に開催する当社の定時株主総会終結の時までとし、その時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。本ルールを維持するか否か及び維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様がご判断されることとなります。

また、定款第 34 条第 2 項に基づいて、当社取締役会はいつでも本ルールを廃止することができます。当社取締役の任期は 1 年であり、当社取締役の選解任の要件の加重はありませんので、株主の皆様は、1 回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議によって本ルールを廃止させることも可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなります。

さらに、当社取締役会は、本ルールの有効期間中であっても、本ルールに関する法令、証券取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映させることが適切である場合又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、本定時総会の決議の趣旨に反しない範囲において、外部委員会の承認を得たうえで、当社取締役会の決議によって本ルールを修正し、又は変更することができます。

当社は、本ルールの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

【6. 本ルールの合理性】

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。また、本ルールは、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

（2）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、大規模買付行為が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とするもので、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

（3）事前の開示

当社は、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様にご適切な選択を行う機会を確保するため、本ルールを予め開示するものです。

また、当社は、今後も適用ある法令等及び証券取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

（4）株主意思を重視するものであること

現行の本ルールは、平成 19 年 6 月 20 日開催の第 95 期定時株主総会において定款変更とともにご承認いただき、導入され、その後、平成 22 年 6 月 22 日開催の第 98 期定時株主総会及び平成 25 年 6 月 20 日開催の第 101 期定時株主総会において、これを一部改定したうえ、その継続について株主の皆様にご承認いただいたものです。本ルールの継続につきましては、当社定款の定めに従い、平成 28 年 6 月 21 日開催予定の本定時総会においてご承認いただくことを前提といたしております。かかるご承認がいただけない場合には、現行の本ルールは本定時総会終結のときをもって自動的に廃止されることとなっております。

また、大規模買付行為への対抗措置の発動・不発動の決定は、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合等の例外的場合を除いて、株主の皆様に行っていただくこととなっております。

以上のように、本ルールは、本ルールの導入時、継続時及び発動時のそれぞれにおいて、株主の皆様のご意思の尊重に最大限の配慮を行っております。

（5）独立性の高い社外者の判断の重視

本ルールにおいては、対抗措置の発動の判断は、原則として株主総会において株主の皆様に行っ

ていただくこととなっておりますので、株主総会の決議に従った対抗措置の発動に関して当社取締役会の恣意的判断が介入する余地はございません。但し、例外的に①大規模買付者が本ルールを遵守しない場合又は②大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる場合（別紙2）には、株主総会の決議によらず、当社取締役会の決議により対抗措置が発動されることとなっております。②を理由とする対抗措置の発動に関して、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、当社取締役会から独立した組織として、外部委員会を設置いたします。

外部委員会は、当社取締役会の諮問を受けて、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を行い、対抗措置の発動又は不発動を当社取締役会に勧告いたします。当社取締役会は、外部委員会の勧告を最大限に尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定いたします。外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由等については適時に株主の皆様へ開示いたします。

なお、①の場合には、大規模買付行為がもたらす影響について株主の皆様が判断を下されるにあたって必要となる十分な情報等が得られず、対抗措置の発動の可否を判断いただく株主総会の開催も困難となるため、取締役会の判断により対抗措置を発動することとしております。この場合は、大規模買付者による本ルール違反という客観的な要件をもって対抗措置の発動が行われること、また、外部委員会の検討・判断に時間をかけることによる株主全体の利益への悪影響の可能性を考慮し、外部委員会を関与させないこととしております。

（6）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、1回の当社株主総会における通常決議の取締役の選解任を通じて、取締役会決議により廃止することが可能です。また、当社の取締役の任期は1年であり、かつ、取締役の選任に関して期差任期制を採用しておりません。したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）にもスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当しません。

【7. 参考資料、その他】

平成28年3月31日現在における当社株式の状況は、別紙3のとおりです。なお、現時点において、具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

以 上

(注1) 特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）
又は、
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も計算上考慮されるものとします）
又は、
- ② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、

- ① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、同法第27条の23第1項に規定する株券等を
又は、
- ② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 買付け等とは、同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。

(注5) 公開買付けとは、同法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

(注6) 非適格者とは、次の者をいいます。

- (1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) これら(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(vi) これら(i)乃至(v)に該当する者の関連者。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される）が20%以上である者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される）によって、当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く者をいう。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同

の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される）をいう。

- (2) 上記(1)にかかわらず、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者又は当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものといたします。

(注7) 外部委員会の設置目的、構成、資格要件、決議方法、役割等は、次のとおりです。

① 外部委員会の設置目的

特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかである場合には、株主総会の決議によらず、取締役会決議によって対抗措置が発動されることがあります。この場合における、取締役会の恣意的判断を排除し、対抗措置発動の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として外部委員会が設置されます。

② 外部委員会の構成、資格要件、決議方法

3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役及び独立社外監査役（それらの補欠者を含む）から、当社取締役会により選任されます。外部委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、外部委員会の委員に事故あるときその他やむを得ない事情があるときは、外部委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。なお、本ルール of 継続がご承認いただけた場合には、別紙4に記載のとおり、新たに就任予定の1名を含む3名が外部委員会の委員として選任される予定であります。

③ 外部委員会の役割等

当社取締役会は、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう可能性があるとして判断した場合には、外部委員会に対して、大規模買付情報を提供するとともに、かかる大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を諮問いたします。外部委員会は、かかる判断及び検討にあたり、当社の費用において、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができます。外部委員会は、当社取締役会の諮問を受けて、かかる検討及び判断を行い、対抗措置の発動又は不発動を当社取締役会に勧告いたします。当社取締役会は、かかる勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かを決定いたします。当社取締役会は、外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由等について適時に株主の皆様へ開示を行います。

当社取締役会から外部委員会への諮問は、当社取締役会が大規模買付情報を受領後10営業日以内に行われるものといたします。但し、十分な大規模買付情報の提供がない場合は、この期間が延長されることがあります。また、外部委員会は、当社取締役会からの諮問を受けた後、10営業日以内に当社取締役会に対して対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものとし、当社取締役会にかかる勧告を受領後5営業日以内に対抗措置を発動するか否かを決定するものといたします。

当社取締役会は、本ルールの有効期間中であっても、本ルールに関する法令、証券取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映させることが適切である場合又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、本定時総会の決議の趣旨に反しない範囲において、本ルールを修正又は変更することの可否を外部委員会に対し諮問いたします。外部委員会は、かかる修正又は変更の可否判断にあたり、当社の費用において、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができます。かかる修正又は変更につき、外部委員会の承認が得られた場合、当社取締役会は当社取締役会の決議によってかかる修正又は変更を行うことができます。

(別紙 1)

新株予約権無償割当をする場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会又は当社株主総会において定める一定の日(以下、「割当期日」という)における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式を上限として、当社取締役会又は当社株主総会が定める数とする。但し、割当期日において、当社の有する当社株式の数を除く。
4. 新株予約権無償割当の効力発生日
当社取締役会又は当社株主総会において別途定める。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
 - (1) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
 - (2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者(以下、「非居住者」という)であって、下記7(3)及び(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(下記7(1)に定義する非適格者を除く)であるときは、当社取締役会は、以下の事由を勘案して上記(1)の承認をするか否かを決定する。以下において、下記7(3)及び(4)の規定により新株予約権を行使することができないこととなる外国法令の管轄地域を「行使禁止法令管轄地域」という。
 - ① 行使禁止法令管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②乃至④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含み、当社が合理的に満足する内容のものに限る)が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が行使禁止法令管轄地域に所在しない者であり、かつ行使禁止法令管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
7. 新株予約権の行使条件
 - (1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v)これら(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(vi)これら(i)乃至(v)に該当する者の関連者(以下、「非適格者」という)は、新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができない。(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、所定の手続きの履行について適用除外規定が利用できる等、当社取締役会が認める一定の者は行使することができるほか、非居住者の新株予約権も下記9に記載のとおり、当社による当社株式交付との引き換えによる取得の対象となり得る。なお、詳細については、下記(3)以下参照)

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含む）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される）が 20%以上である者をいう。
 - ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者を指し、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
 - ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される）によって、当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して 20%以上となる者をいう。
 - ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者をいう。但し、同項第 1 号に掲げるものについては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。
 - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条に定義される）をいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者又は当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとする。
- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む）の充足、又は(iii)その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会にてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501 (a) に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii) その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の譲渡は株式会社東京証券取引所における普通取引（但し、事前の合意・取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする）によってのみこれを行うことを書面をもって誓約し、かつ (iii) 当該準拠法行使手続・条件に関して当社取締役会が求める書面を提出した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社はかかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)乃至(iii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使す

ることができず、また、当社は上記の準拠法行使手続・条件を履行又は充足する義務を負わない。

- (5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者には該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために新株予約権を行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していることの表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社取締役会は、個別の株主、一定の範疇の株主について又は一般的にかかる誓約書の提出を要しないことができる。
- (6) 新株予約権を有する者が本「7. 新株予約権の行使条件」の規定により、新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

8. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、当社取締役会又は当社株主総会にて、別途定めるものとする。

9. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は当社取締役会又は当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、上記7に従って、新株予約権を行使できない者（上記7(3)又は(4)により新株予約権を行使できない者のうち、当社取締役会が認めたものを除く。以下、本号において同じ）が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。また、かかる取得がなされた日より後に、上記7により新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有する者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。
- (2) また、当社は上記8に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

11. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成28年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

(別紙 2)

当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合

- (1) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社関係者に株式を引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- (3) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- (4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係しない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない)
- (6) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

以上

(別紙 3)

当社株式の状況 (平成28年3月31日現在)

【発行可能株式総数】	127,200,000株
【発行済株式総数】	40,800,000株
【株主数】	11,640名

【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目27-1	3,896	9.60
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	2,354	5.80
JX ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1-2	2,129	5.24
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2-1	1,373	3.38
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目7-9	1,308	3.22
三洋化成工業株式会社	京都市東山区一橋野本町11-1	1,267	3.12
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	1,238	3.05
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5-5	948	2.33
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM	946	2.33
東洋インキ SC ホールディングス 株式会社	東京都中央区京橋三丁目7-1	904	2.22
計	—	16,368	40.33

(注1) 平成27年10月1日付で、普通株式5株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、発行可能株式総数は508,800,000株減少して127,200,000株となり、発行済株式総数は163,200,000株減少して40,800,000株となっております。

(注2) 上記のほか、当社が保有している自己株式が217千株あります。

(注3) 所有株式数の割合については、自己株式数を控除して算出しております。

(注4) 所有株式数及び所有株式数の割合については、表示単位未満を切り捨てております。

以上

(別紙 4)

外部委員会の委員の氏名及び略歴

【新たに就任予定の委員】

小松 陽一郎 (こまつ よういちろう 昭和23年5月12日生)
昭和55年4月 弁護士及び弁理士登録 小松正次郎法律特許事務所副所長
平成7年8月 小松法律特許事務所所長 (現任)
平成11年7月 大阪地方裁判所、大阪簡易裁判所 民事調停委員 (現任)
平成12年6月 株式会社ソフト99コーポレーション社外監査役
平成16年4月 立命館大学法科大学院教授
平成19年4月 関西大学法科大学院客員教授
平成21年4月 関西大学法科大学院特別任用教授
平成24年11月 学校法人関西大学理事 (現任)
平成28年6月 当社社外監査役及び当社外部委員会委員就任予定
就任予定日 平成28年6月21日

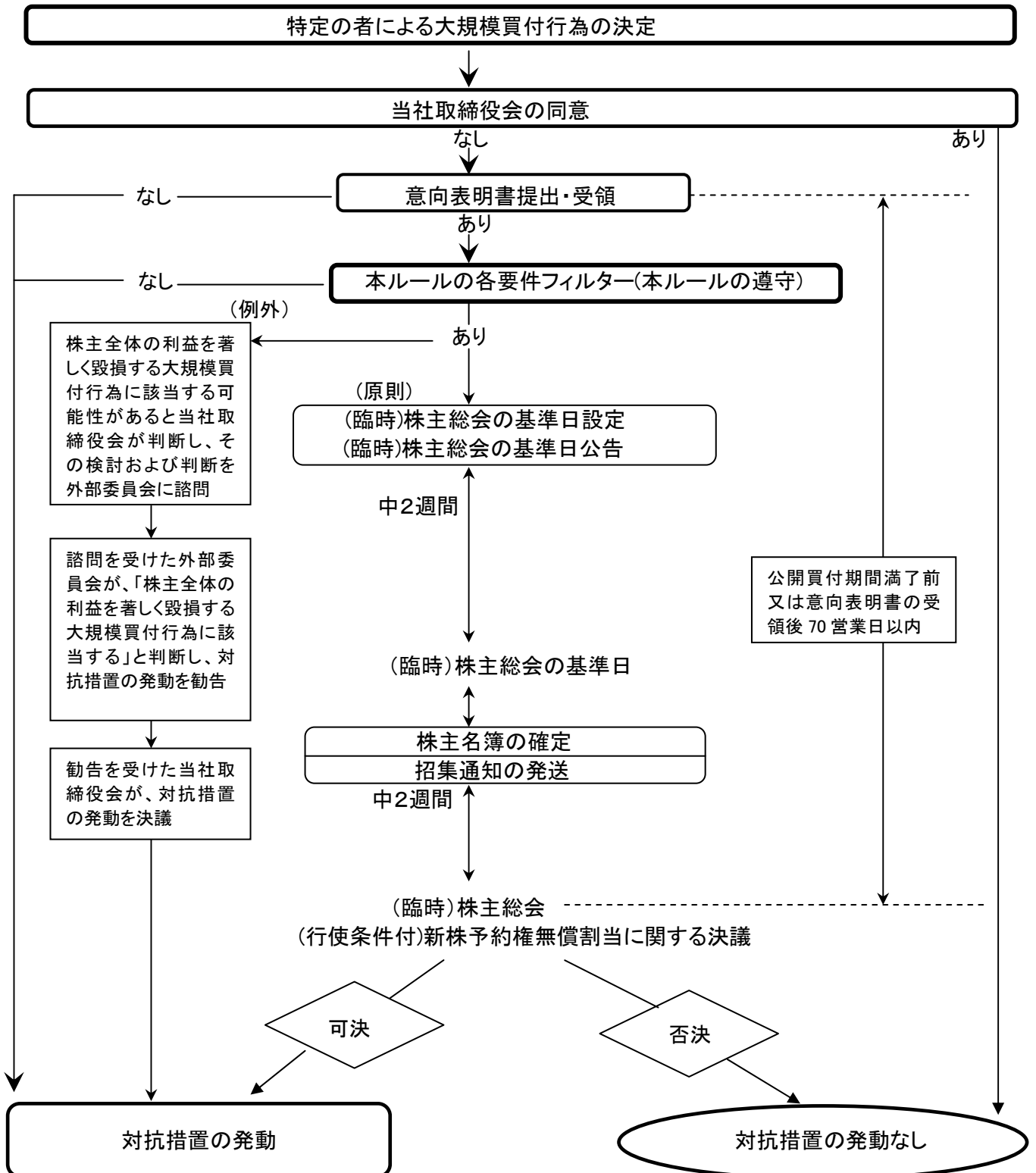
【現委員】

荒尾 幸三 (あらお こうぞう 昭和21年1月20日生)
昭和46年7月 弁護士登録 中之島中央法律事務所入所 (現任)
平成8年4月 大阪弁護士会副会長
平成9年4月 大阪地方裁判所、大阪簡易裁判所 民事調停委員
平成20年4月 当社外部委員会委員 (現任)
平成22年6月 南海電気鉄道株式会社社外監査役 (現任)
平成23年2月 日本毛織株式会社社外監査役
平成23年6月 当社社外監査役 (現任)
平成27年2月 日本毛織株式会社社外取締役 (現任)
平成27年12月 ホソカワミクロン株式会社社外監査役 (現任)
平成28年6月 当社社外取締役就任予定
取締役会出席状況 (第104期) : 13回中13回出席
監査役会出席状況 (第104期) : 13回中13回出席

酒井 孝志 (さかい たかし 昭和27年10月9日生)
昭和52年4月 大阪ガス株式会社入社
平成22年6月 大阪ガス株式会社代表取締役副社長執行役員
平成25年4月 株式会社ガスアンドパワー取締役会長 (現任)
平成25年6月 大阪ガス株式会社顧問 (現任)
平成26年6月 当社社外取締役及び当社外部委員会委員 (現任)
取締役会出席状況 (第104期) : 13回中13回出席

※荒尾幸三、酒井孝志の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たしており、当社は両氏を独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。また、小松陽一郎氏は、同取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が当社社外監査役に選任された場合、当社は同氏を独立役員と指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以 上



※大規模買付者が意向表明書を提出しない場合を含め、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合には、当社取締役会の決議により対抗措置が発動されます。

※外部委員会とは別紙2にある「当社株主全体の利益を著しく毀損する大規模買付行為」に該当するかどうかを検討および判断し、当社取締役会に対し、対抗措置の発動または不発動の勧告を行うものであります。当社取締役会は、外部委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動するか否かを決定します。なお、外部委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が不発動の決定を行った場合には、本ルールに則って株主総会が開催され、株主の皆様に対抗措置の発動または不発動につきご判断いただくこととなります。

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続についてのQ & A

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策：以下「本ルール」といいます。）の継続」について、より一層のご理解を得たく、Q & Aとしてまとめました。なお、本Q & Aは、あくまで本ルールをよく理解していただくことのみを目的としており、本ルールの適用または解釈に影響を与えるものではありません。

Q 1. 買収防衛策を継続する意図は何ですか？あえて、継続の必要はないのではないのでしょうか？

A 1. 本ルールは、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的としております。すなわち、既存事業の更なる収益性向上を柱に、新規事業の創出と育成の加速 - 新エネルギー関連事業(電池分野)や健康・医療関連事業(M&A)の展開 - の遂行を不当に阻害する濫用的な買収等に対しては企業価値及び株主共同の利益向上を実現するため、適切な対応策を講じる必要があると考えます。

そして、特定の大規模買付行為が行われる場合に、それが企業価値及び株主共同の利益にどのような影響を与えるのかを判断するためには、当該大規模買付行為に関する十分な情報が提供されることが必要と考えます。

そのため、当社といたしましては、買収提案がなされた場合の具体的な取り組みとして、有事の際の十分な情報提供の確保の方策を含む株式の大規模買付行為に関する透明性の高い本ルールを継続しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために必要であり、また、当社取締役会の責務であると判断し、株主総会の承認を条件に買収防衛策を継続することといたしました。

Q 2. 本ルールの特徴は何ですか？

A 2. 『平時導入の事前警告型』で、『有事の際には株主総会判断型防衛策』といえます。具体的には、本ルールでは、当社株券等を対象にした大規模買付行為が行われる場合、その大規模買付行為を受け入れるか、又は当社による対抗措置の発動を行うのかの判断について、当社株主の皆様にお伺いすることにより、株主の皆様の意思を反映いたします。そして、かかる株主の皆様の意思を反映する方法が、株主総会という会社の最高意思決定機関であるということが、本ルールの最大の特徴であります。また、本ルールは、取締役会の恣意的な判断で株主総会開催を阻止したり、その手続きの進行を遅延させたりできない仕組みとなっております。

さらに、本ルールの継続は、株主の皆様の意思を反映する株主総会において、当該議案が承認可決されることを条件としております。このように、本ルールの継続を当社取締役会の判断だけで行わず、株主の皆様のご承認を得る仕組みで、株主の皆様の意思を最大限尊重することも本ルールの重要な特徴のひとつと考えております。

Q 3. 対抗措置発動の可否の判断は株主総会における決議により行われるということですが、株主総会決議によらず、対抗措置が発動されることはありますか？

A 3. 次のふたつの場合には、例外的に、株主総会に諮らずに、取締役会の決議によって対抗措置が発動されることがあります。

①大規模買付者が、本ルールを遵守しない場合。

②当社取締役会が、当該大規模買付行為が、「当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかな場合」に該当すると判断した場合。ただし、この判断の際には、当社取締役会は外部委員会に諮問し、外部委員会による勧告を最大限尊重いたします。

Q 4. 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合、株主総会に諮らずに、取締役会が対抗措置の発動を行えるようになっていますが、取締役会の恣意が入る可能性はないのでしょうか？

A 4. 本ルールに則らず（意向表明書及び大規模買付情報の提出がない場合を含む）、大規模買付行為が行われる場合には、当該大規模買付行為がもたらす影響について株主の皆様がその判断を下されるに当たって、大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する十分な情報等を得られないこと、よって、株主の皆様がその妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難になるため、当該大規模買付行為は株主の皆様の共同利益を害するものと考えられます。その場合の対抗措置発動の決議自体は取締役会が行いますが、大規模買付者が本ルールを遵守しないという客観的要件をもって対抗措置が発動される仕組みとなっておりますので、取締役会の恣意が入

る可能性は排除されております。

Q 5. 株主総会の決議によらない対抗措置の発動事由のひとつとして「当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかな場合」を挙げていますが、取締役会の恣意性をどのように排除していますか？

A 5. 本ルールは取締役会による恣意的な判断を排除する仕組みを構築しております。まず第一に、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合を限定的に列挙し、取締役会の恣意的な理由に基づく対抗措置の発動ができない仕組みとしております。また、列挙されているものは、いずれも裁判例（東京高決平成17年3月23日（東京高裁平成17年（ラ）第429号））で濫用目的のある敵対的買収として保護に値しない旨の言及がなされているもの及び企業の社会的責任の観点から明らかに濫用的な買収者であると考えられるものに限定されている上、その内容も具体的に定められていますので、取締役会の恣意的な判断に基づく対抗措置の発動ができない仕組みとなっております。さらに、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断についての客観性及び合理性を担保するため、取締役会は独立の外部委員会（株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たす、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成）にその検討及び判断を諮問することとしており、取締役会は外部委員会が行う勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動を決定しますので、この点においても取締役会の恣意性を排除する仕組みとなっております。また、上記の要件に該当しない場合は、仮に大規模買付者が不適切な者であると考えられる場合であっても、本ルールが遵守されている限りにおいては対抗措置の発動の可否を取締役会でなく、株主の皆様判断して頂きます。

Q 6. 本ルールの概要図の中で、「本ルールの各要件フィルター」とありますが、各要件フィルターとは一体どんなものですか？

A 6. 各要件フィルターとは、①意向表明書（大規模買付者の概要、提案する大規模買付行為の概要及び本ルールに従う旨の誓約等が記載されたもの）の提出及び大規模買付情報の提供、②大規模買付行為を公開買付けにより実施しようとする場合には、当該公開買付けの実施時点において有効な法令上の最長期間（60営業日）の公開買付け期間の設定、大規模買付行為を公開買付けによる買付行為以外の方法により行おうとする場合には、意向表明書提出後、株主総会終結の時まで、一切の買付行為の停止、並びに③その他の事項です。

Q 7. 本ルールの概要図の中で、「当社取締役会の同意あり」の場合、株主の意向を確認せずに、「対抗措置の発動なし」となっていますが、この場合に、取締役会の恣意性はどのように排除されているのですか？

A 7. 当社取締役会の同意がある場合とは、いわゆる友好的な買収を想定しております。この場合は、関係法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に大規模買付者や大規模買付行為に関する情報及び当社取締役会の意見等を株主の皆様にお伝えいたします。株主の皆様はこれら情報をご参考に、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくこととなります。なお、もし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると株主の皆様がご判断される場合には、株主総会における取締役の選解任を通じて、当該大規模買付行為への反対の意思を表明していただくこととなります。よって、当該大規模買付行為に関する情報並びに当社取締役会の意見等を株主の皆様にお伝えすること及び取締役の選解任を通じて、取締役会の恣意的な判断を抑制することになると考えております。

Q 8. 大規模買付行為に関する情報提供に関する手続きはどのような考えに基づいて定められたものですか？

A 8. 本ルールにおいては、特定の大規模買付行為に対する対抗措置の発動の可否を株主の皆様判断していただく仕組みを採用しております。その判断にあたっては、当該大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益にどのような影響を与えるのかを検討していただくために、当該大規模買付行為に関する十分な情報の提供がなされる必要があります。本ルールにおいては、大規模買付者が提出すべき情報の内容とその提出方法が明確に定められ

ており、また、本ルールの開示もなされていますので、大規模買付行為を行おうとする者は、必要情報の準備を事前に充分に行った上で大規模買付行為の提案を行うことが可能となっております。

Q 9. 対抗措置である新株予約権の発行はどのような場合になされるのですか？

A 9. 本ルールにおいて、新株予約権の発行がなされる場合は、次のとおりです。

- ①本ルールに従って開催される株主総会において、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合。
- ②大規模買付者が本ルールを遵守せず、本ルールに従って当社取締役会が対抗措置発動の決議を行う場合。
- ③当社取締役会が、当該大規模買付行為が、「当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかな場合」に該当すると判断した場合。ただし、この判断の際には、当社取締役会は外部委員会に諮問し、外部委員会による勧告を最大限尊重いたします。

Q10. 本ルールに有効期間は設定されていますか？

A10. 本ルールの継続が第104期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業年度にかかる定時株主総会においてご承認いただいた場合、その有効期間は、平成31年に開催される定時株主総会の終結の時まで（3年間）となっております。また、有効期間中であっても、当社取締役会はいつでも本ルールを廃止できることとしております。

なお、当社取締役の任期は1年であり、その選解任の要件の加重はありませんので、株主の皆様は、1回の株主総会における普通決議による取締役の選解任を通じて、当社取締役会決議による本ルールの廃止を行うことが可能となっております。この点においても、本ルールは、株主の皆様のご意思を尊重し、それを反映させることに最大限の配慮を行っております。

Q11. 本ルールの継続にあたり、対抗措置の発動に伴い無償交付される新株予約権につき、外国の適用法令上その行使に所定の手続き、条件等が存在する場合の取扱いについて、簡潔に説明して下さい。

A11. 日本国外に所在されている株主様に、本ルールに基づいて新株予約権が交付された場合、外国の適用法令によっては新株予約権の行使にあたって所定の手続、条件等が存在し、権利行使が制限されていることがあります。

そのような場合の、新株予約権の取扱いの概要は、次のようになります。

- ①外国の適用法令上、無償交付された新株予約権の行使が認められていない場合には、新株予約権の行使はできません。
- ②外国の適用法令上、無償交付された新株予約権の行使に所定の手続、条件等が存在し、それら

の手続、条件等が満たされた場合には、新株予約権の行使ができる可能性がございます。日本国外に所在されている株主様による新株予約権の行使について、どのような取扱いがなされるのかを明らかにしておくことが、現株主の皆様をはじめとした投資家の皆様のご投資判断に資すると思えます。

なお、日本国内に所在の株主様による新株予約権の行使については、これらの取扱いが適用されることはございません。

Q12. 外部委員会は、独立社外取締役2名及び独立社外監査役1名という独立社外役員のみによる構成となっておりますが、その意図は何ですか？

A12. 本ルールにおける外部委員会の主たる役割は、当社取締役会からの諮問を受けて、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を行うことです。このような検討及び判断にあたっては、大規模買付者から提出される情報の分析が必要となります。したがって、当社の経営に関する知識を有している独立社外取締役及び独立社外監査役が、独立的視点かつ株主に対する受託者責任を果たす観点から、検討及び判断を行うのが適切と考えました。

以上